

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

奈良県人事委員会委員長 和 島 美 枝 子

### 奈良県人事委員会規則第十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一項第十五号」を「第一項第十六号」に改める。

第九条第一項第三号中「風水震災火災その他の非常災害」を「地震、水害、火災その他の災害」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合  
合 七日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

第九条第一項中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同項第十五号中「第十六号から第十八号まで及び次項第五号」を「第十七号から第二十号まで」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 勤務時間条例第九条の三第四項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。

）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第九条第一項中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末

梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認められる期間

第九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三中「第九条第一項第十一号」を「第九条第一項第十二号」に改める。